

長崎県建設工事標準請負契約書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第33条 略 (前金払) 第34条 略 2～5 略 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 第35条及び第36条 略 (中間前金払) 第37条 略 2～7 略 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 第38条～第46条 略 (履行遅滞の場合における損害金等) 第47条 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。	第1条～第33条 略 (前金払) 第34条 略 2～5 略 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 第35条及び第36条 略 (中間前金払) 第37条 略 2～7 略 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 第38条～第46条 略 (履行遅滞の場合における損害金等) 第47条 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

長崎県建設工事標準請負契約書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第48条 略 (談合等不正行為があった場合の違約金等) 第48条の2 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。また、発注者は、受注者に対して契約を解除することができる。 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としてとされたとき。 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見	第48条 略 (談合等不正行為があった場合の違約金等) 第48条の2 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。また、発注者は、受注者に対して契約を解除することができる。 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としてとされたとき。 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見

長崎県建設工事標準請負契約書 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。 四 略 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1（低入札要綱に定める調査を行い本契約を締結した場合は10分の3）に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。また、発注者は、受注者に対して契約を解除することができる。なお、第3号及び第4号については、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事以外の工事については適用しない。 二 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。 三 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。 三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。 四 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に長崎県競争入札参加者心得第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。	む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。 四 略 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、本項については、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける工事のみ適用する。 二 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。 三 受注者が発注者に長崎県競争入札参加者心得第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。 4 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合においては、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって、第52条第1項に規定する違約金に充当することができる。

	改 正 後	改 正 前
4	受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。	
5	第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。	
第49条及び第50条	略	第49条及び第50条 略
	(解除に伴う措置)	(解除に伴う措置)
第51条	略	第51条 略
2	略	2 略
3	第1項の場合において、第34条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を、また第37条(第42条において準用する場合を含む。)の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額(第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額、中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにあってはそれぞれの余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。	3 第1項の場合において、第34条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を、また第37条(第42条において準用する場合を含む。)の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額(第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額、中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにあってはそれぞれの余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。
4～8	略	4～8 略
第52条以下	略	第52条以下 略

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第49条及乙第50条 略

(解除に伴う措置)

第51条 略

2 略

3 第1項の場合において、第84条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第37条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額（第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額、中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によるときにあってはそれぞれの余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 2 8 名

第52条以下 略

第49条及び乙第50条 略

(解除に伴う措置)

第51条 略

2 略

3 第1項の場合において、第34条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、また第37条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による中間前払金があったときは、当該中間前払金の額（第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額、中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条又は第48条の2の規定によることにあつてはそれぞれの余剰額にそれぞれの支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定による場合にあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

略 8 ~ 4

第52条以下 略